

公認審判員規定

—平成 13 年改訂—

社団法人日本ボート協会

社団法人日本ボート協会公認審判員の資格に係わり次の通り規定する。

本規定は理事会承認事項とする。

総則

第1条 本規定において

社団法人日本ボート協会を日本協会

社団法人日本ボート協会加盟の都道府県協会を加盟協会

日本協会競漕規則により行われる競漕会を公認競漕会

と称する。

第2条 日本協会並びに加盟協会主催・主管の公認競漕会における審判の資格は本規定の定めるところによる。

第3条 日本協会の公認審判員は次の5種類とする。

C級審判員

B級審判員

A級審判員

参与審判員

名誉審判員

上記の公認審判員をもって日本協会審判団を構成する。

第4条 日本協会審判委員長は審判委員会の推薦を経て日本協会会長の任命による。

審判委員長は公認審判員を指揮・統括する。

第5条 審判員の服務は次の基準によることを原則とする。

1. 日本協会主催・主管の公認競漕会における各部

署の審判員はA級またはB級審判員が当たる。

2. 日本協会主催・主管の公認競漕会の審判長は、A級審判員とする。

3. ブロック大会の審判長は、B級審判員以上が当たる。

4. 加盟協会主催・主管の公認競漕会における各部署の審判員はC級以上とする。

5. 参与審判員は各級審判員の指導育成に当たる。

資格の取得

第6条 A級・B級・C級審判員は日本協会会長が任命する。

審判員の所属すべき協会は原則として住居地又は勤務地の加盟協会とする。

第7条 C級審判員の資格を取得するためには、日本協会審判委員会の行うC級審判員試験に合格しなければならない。

第8条 B級審判員の資格を取得するには次の基準による。

C級審判員として4ヶ年以上審判実務にたずさわり、且つ加盟協会長の推薦を受けて、日本協会審判委員会の行うB級審判員試験に合格すること。但し、C級審判員として4ヶ年以上の審判実務を経過しなくても加盟協会長が推薦し、且つ審判委員長の許可を得たものはB級審判員試験を受けることが出来る。

第9条 A級審判員の資格を取得するには次の基準による。

1. B級審判員として6ヶ年以上審判実務の経験を有し、その間日本協会主催・主管の公認競漕会におい

て3ヶ年に2回以上審判実務にたずさわらず支障なくその任を果たし、且つ加盟協会長が推薦した者の中から審判委員長が指名した者。

2. B級審判員として6ヶ年以上の審判実務にたずさわらなくても、人格・経験・技量抜群な場合で審判委員長が推薦した者。

第10条 参与審判員は審判委員会が審査の上審判委員長が推薦し、会長が委嘱するものとし、次の基準による。

1. A級審判員として多年の経験と功績があり、満65歳に達した者。

2. 加盟協会主催・主管の公認競漕会で審判長・副審判長として多年の功労があり、加盟協会長より推薦を受けた者。

第11条 名誉審判員は審判委員長、又は日本協会主催・主管の公認競漕会で審判長として多年功績のあつた者で、審判委員会の推薦により会長が委嘱する。

第12条 公認審判員は日本協会の審判員原簿に登録され、且つ各自所持する公認審判員手帳に認可印を受ける事により資格が確定する。

第13条 公認審判員として初任、又は再任の登録を請求する時は其の都度所定の登録料を納付しなければならない。

第14条 公認競漕会において審判実務に服する審判員は審判委員会の定めた服装をなし、且つ公認審判員手帳を携帯しなければならない。

附則 本規定第14条の審判委員会の定めた服装とは、

上衣が紺（ネイビーブルー）、ズボンが鼠（グレー）のブレザーで且つ日本協会審判員の制帽、日本協会の制式ネクタイを着用することを言う。

但し、国民体育大会等公認競漕会毎に特定の制服を定めた場合、或いは当該公認競漕会の審判長がこれと異なる指示をした場合はこの限りではない。

再任

第15条 名誉審判員を除く審判員の任期は4ヶ年とし、再任を妨げないが、A級・B級・C級は期間中次の要件を満たさねばならない。

1. A級審判員は日本協会主催・主管の公認競漕会において1ヶ年に1回以上、加盟協会主催・主管の公認競漕会において1ヶ年に2回以上、それぞれ審判実務に服し支障なく任務を果たした場合。

2. B級審判員は日本協会主催・主管の公認競漕会において2ヶ年に1回以上、加盟協会主催・主管の公認競漕会において1ヶ年に2回以上、それぞれ審判実務に服し支障なく任務を果たした場合。

3. C級審判員は加盟協会主催・主管の公認競漕会において1ヶ年に1回以上、審判実務に服し支障なく任務を果たした場合。

4. 審判委員長が本人の経歴、経験、技量からその資格充分なりと認めた場合。

以上の条件の何れかを満たさない場合は、あらたに審判員試験を経て合格の認定を受けない限り、審判員として再任されることはない。

第16条 名誉審判員は終身とする。

第17条 日本協会会長又は加盟協会会長はその組織する公認競漕会において審判員が審判実務に服した旨

証明しなければならない。通常その証明は本人の所持する公認審判員手帳に記入し、且つ更改年の登録日の前日までに本人が審判実務に服した事実を公認競漕会の日時、名称を附記して日本協会審判委員会に提出することにより行われる。

資格喪失

第18条 日本協会会長は審判委員長が審判員として不適格と認めた者を審判委員長の要請により解任することができる。

第19条 次の各項に該当する者は、審判資格を喪失する。

1. A級・B級・C級審判員で、満年齢が65歳に達した者。ただし新たに参与審判員又は名誉審判員に推薦された者を除く。

2. 審判員の登録期限が切れて再任の手続きをしない者。

3. 本人が辞任を申し出た者。

ただし、上記第1項に該当の者は当該年齢に達した年の12月31日をもって資格を喪失するものとする。

第20条 前条第1項において、満65歳に達した者及び本規定実施日において既に65歳を超えている者は、当該年の12月31日までに新たに更新の手続きをした場合に限り4年間の資格延長を認める。

試験

第21条 審判員試験は日本協会主催・主管の公認競漕会開催時に開催地において実施することを原則とするが、C級審判員試験については加盟協会の要請によ

り随時実施することも出来る。

第22条 審判員試験を受験しようとする者は、加盟協会の推薦を要する。

第23条 審判員試験を受検する者は、20歳以上で且つ正常な視力と聴力を備えていなければならない。

第24条 審判員試験にはC級およびB級審判員試験がある。試験は次の順序で行う。

第1次試験（筆記）

第2次試験（実技と口頭試験）

ただしC級審判員試験では実技は行わない。

届出

第25条 審判員試験に合格した者又は昇級した者が合格通知書受領後2ヶ月以内に所定の手続きを完了しない場合、其の合格もしくは昇級は取り消される。

第26条 審判員はその住所・勤務先又は所属協会を変更した場合、2ヶ月以内にその旨を記し、本人の公認審判員手帳を添えて審判委員会に届け出なければならない。

なお、旧所属協会には書面をもって届け出るものとする。

附則1 本規定は平成4年2月19日、日本ボート協会理事会において決議し、平成4年3月1日より発効する。

附則2 平成10年改訂

附則3 本規定は、平成13年8月21日、社団法人
日本ボート協会理事会において決議し、平成13年9
月1日より発効する。(65歳定年制施行・A級取得条
件・他 改訂)